

第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和2年4月2日(木)

午前11時00分～

場所 大会議室

1 患者の発生状況について

資料1

2 その他

参考2

【配布資料】

資料1 新型コロナウイルスに関連した患者の発生について

参考1 席表

参考2 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部要綱

4月1日（水） 19：00現在

岐阜市保健所地域保健課

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（1例目第6報）

概 要

○ 患者（1例目）

1 年 代：50代

2 性 別：男性

3 居住地：岐阜県（岐阜市）

4 職 業：自営業

5 症状、経過：

3月 9日 倦怠感あり。

3月10日 熱感あり。

3月11日 発熱（37℃台）、咳あり。

3月14日 夜間に38℃台まで熱が上がる。

3月15日 医療機関を受診。インフルエンザ陰性

3月17日 症状が改善せず、下痢症状も出現したため、再度医療機関を受診。
肺炎球菌、レジオネラ陰性。胸部CTにより肺炎像が認められたため、
医療機関が帰国者・接触者相談センターに相談。PCR検査を実施し、陽性と判明。

3月25日 患者はやや快方に向かっている。

4月 1日 患者は快方に向かっている。

6 行動歴：

- ・ 3月4日から9日までニューヨークへ渡航
- ・ JF ケネディ空港から成田空港を経由し中部国際空港セントレアを利用し帰国
- ・ セントレアからは名鉄を利用して笠松駅で下車し、自家用車で自宅に帰宅
（名鉄電車中部国際空港駅20時17分発 笠松駅21時18分着 2号車利用）
- ・ 3月9日から17日までの間、医療機関を受診する以外は自宅で静養
- ・ 発症後、外出時はマスクを着用していた。

○ 濃厚接触者

- ・ 家族4人（同居3人、県外在住者1人）

- ・同居3人は3月18日に岐阜市衛生試験所にて検査を実施し、すべて陰性
- ・県外在住者について、健康状態は良好、居住地の保健所にて実施していた14日間の健康観察が終了。
- 接触した可能性のある人
 - ・ 3月15日までに接触した可能性のある人は19人（うち市外在住者2人について岐阜県に健康観察の依頼）、そのうち、保健所が検査を必要と判断した人が9人おり、9人中検査に同意した6人に対し、検査を実施（3／8、3／20）、すべて陰性
 - ・ 3月17日に接触した可能性のある人は12人、そのうち、保健所が検査を必要と判断した人が12人、12人中検査に同意した8人に対し、検査を実施（3／20、3／26）、すべて陰性
 - ・ さらに1人が3月10日に接触していたことが判明

※濃厚接触者4人、接触した可能のある32人について、健康状態は良好、14日間の健康観察が終了。

4月1日（水）

19:00現在

岐阜市保健所地域保健課

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（4例目第3報）

本日（3月31日）17時頃に、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

岐阜市での患者の発生は、今回が4例目であり（岐阜県の患者の発生は25例目）、3月31日に医療機関を受診、疑い患者として帰国者・接触者相談センターに連絡があり、市衛生試験所での検査の結果、陽性が確認されたものです。

概要

○ 患者（4例目）

1 年代：40代（日本国籍）

2 性別：男性

3 居住地：愛知県（住民票は名古屋市）
岐阜市内に在住（単身赴任）

4 勤務地：岐阜市内

5 職業：会社員（販売業）

6 症状、経過：

3月28日 発熱（37℃台）、倦怠感あり。

3月29日 発熱（38℃台）、咳、痰、咽頭痛。倦怠感継続。

3月30日 発熱（37℃台）、咳が増え、倦怠感増強。

3月31日 市内の医療機関（帰国者・接触者外来）を受診。胸部CTにより肺炎像が認められた。医療機関が帰国者・接触者相談センターに相談。PCR検査を実施し、陽性と判明。
病状は中等症。

7 行動歴：

海外渡航歴はない。

3月28日から30日まで出勤。

3月から外出時（仕事含む）はマスク着用。

公共交通機関の利用なし。

発症後、家族との接触なし。

接触者又は接触した可能性のある人は、職場の2人。うち1人については症状あり、本日PCR検査を実施し、陽性と判明（岐阜市5例目）。

発症後に勤務先は閉店し、消毒の実施を要請済み。

現在のところ、市内で発生した過去3例との関連は確認されていない。

引き続き、行動歴、接触歴を調査中。

4月1日（水） 19：00現在

岐阜市保健所地域保健課

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（5例目第1報）

本日（4月1日）17時30分頃に、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

岐阜市在住の患者の発生は、今回が5例目であり（岐阜県の患者の発生は29例目）、岐阜市4例目の患者と接触があるため、市衛生試験所での検査の結果、陽性が確認されたものです。

概 要

○ 患者（5例目）

- 1 年 代：20代（日本国籍）
- 2 性 別：男性
- 3 居住地：岐阜県（岐阜市）
- 4 勤務地：岐阜市
- 5 職業：会社員（販売業）
- 6 症状：発熱、咳
- 7 経 過：
 - 3月28日 咳、悪寒
 - 3月29日 発熱（39℃台）、医療機関を受診、インフルエンザ陰性
抗生剤の処方を受ける。
 - 3月30日 解熱傾向、咳
 - 3月31日 咳、目の充血を認める。軟便傾向
 - 4月 1日 市内の帰国者・接触者外来受診
発熱（37℃台）、咳
PCR検査の結果、陽性
- 8 行動歴：
 - 4例目の40代男性と同じ職場で勤務
 - 海外渡航歴はない
 - 詳細は調査中

4月1日（水） 19：00現在

岐阜市保健所地域保健課

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（6例目第1報）

本日（4月1日）17時30分頃に、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

岐阜市在住の患者の発生は、今回が6例目であり（岐阜県の患者の発生は30例目）、4月1日に医療機関を受診、疑い患者として帰国者・接触者相談センターに連絡があり、市衛生試験所での検査の結果、陽性が確認されたものです。

概要

○ 患者（6例目）

- 1 年代：20代（日本国籍）
- 2 性別：女性
- 3 居住地：岐阜県（岐阜市）
- 4 勤務地：岐阜市
- 5 職業：医療関係従事者
- 6 主な症状：咽頭痛、頭痛、倦怠感、味覚・嗅覚障害
- 7 経過：
 - 3月29日 咽頭痛、頭痛、関節痛、倦怠感
 - 3月30日 発熱（37台℃）
医療機関を受診（マスク着用）、インフルエンザ陰性
点滴治療を受け、解熱
 - 3月31日 解熱、味覚・嗅覚障害認める
 - 4月1日 咳、鼻水
再び同じ医療機関受診（マスク着用）
PCR検査の結果、陽性
- 8 行動歴：
 - 海外渡航歴はない
 - 詳細は調査中

4月1日（水） 19：00現在

岐阜市保健所地域保健課

新型コロナウイルスに関連した患者の発生について（7例目第1報）

本日（4月1日）17時30分頃に、新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

岐阜市在住の患者の発生は、今回が7例目であり（岐阜県の患者の発生は31例目）、3月31日に医療機関を受診、当該医療機関から、疑い患者として帰国者・接触者相談センターに連絡があり市衛生試験所での検査の結果、陽性が確認されたものです。

概要

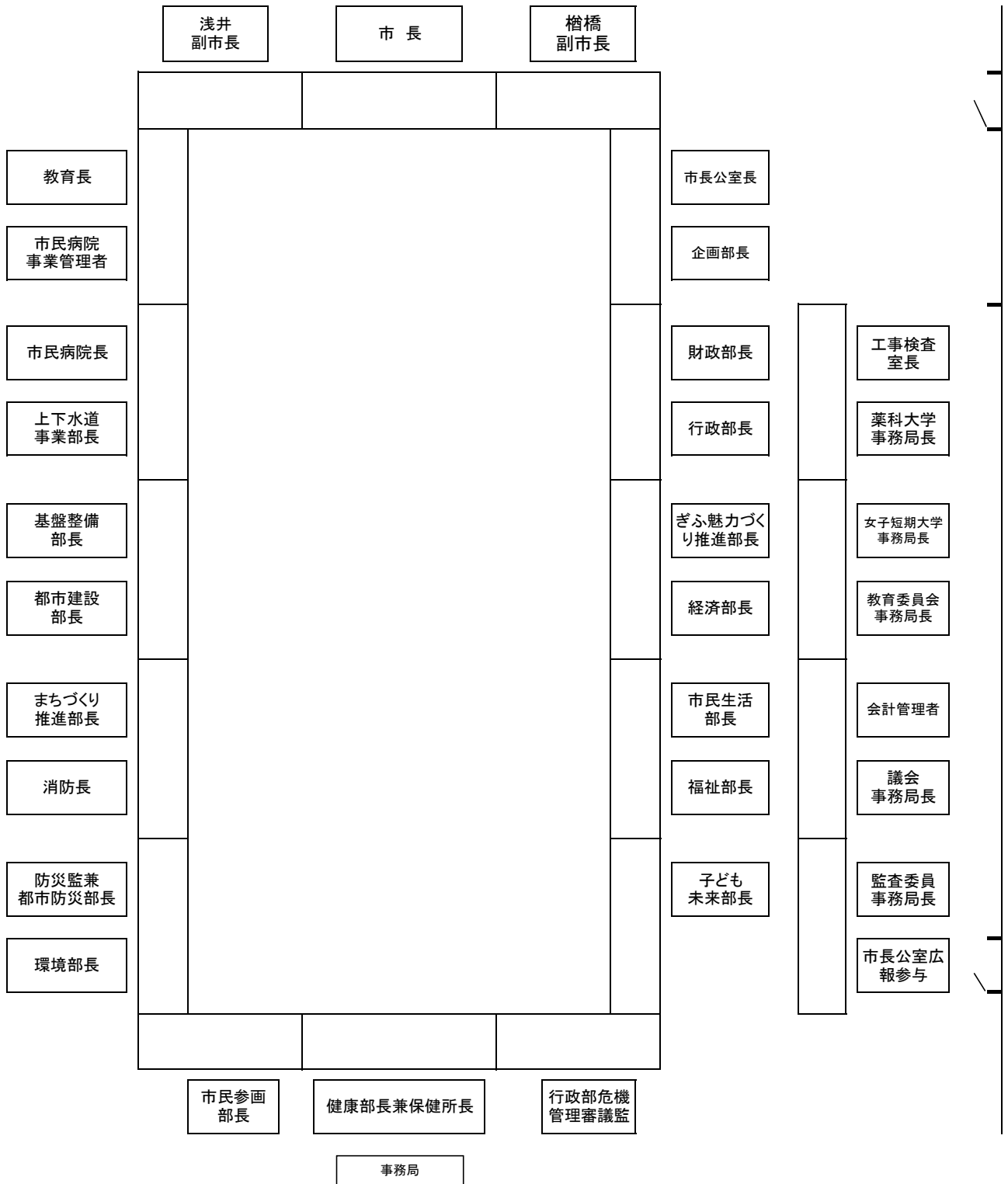
○ 患者（7例目）

- 1 年代：30代（日本国籍）
- 2 性別：女性
- 3 居住地：岐阜県（岐阜市）
- 4 勤務地：岐阜市
- 5 職業：飲食店従業員
- 6 症状：発熱、咳
- 7 経過：
 - 3月29日 発熱（38℃台）
 - 3月31日 発熱（37℃台）、咳あり医療機関受診（マスク着用）
インフルエンザ（-）、CTにて肺炎像を認める
 - 4月1日 医療機関受診（マスク着用）、PCR検査を実施し、
陽性と判明
- 8 行動歴：
海外渡航歴はない

詳細は調査中

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

2020年4月2日



令和2年1月28日決裁

令和2年2月21日改正

令和2年3月2日改正

令和2年3月31日改正

令和2年4月1日改正

(設置)

第1条 岐阜市における新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の発生の予防及び感染の拡大を防止するため、岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 感染症の発生に関する情報の収集及び関係機関との情報の共有
- (2) 感染症の感染の拡大の防止に係る対策の検討及び実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(本部)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、本部を代表し、その事務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、主に健康部に関する事務を担当する副市長、副次的に健康部に関する事務を担当する副市長の順位により、その職務を代理する。

(本部の会議)

第4条 本部長は、必要に応じて本部の会議を招集する。

- 2 健康部長は、本部の会議の議事を進行する。
- 3 本部長は、必要があると認めたときは、本部の会議に関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(課題調整会)

第5条 新型コロナウイルス感染症対策に関する課題に係る対応の検討、岐阜県との連絡調整等を行うために、本部に課題調整会を置く。

- 2 課題調整会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。
- 3 会長は、副本部長のうち、主に健康部に関する事務を担当する副市長をもって充てる。

- 4 副会長は、健康部健康政策課長、保健所副所長及び行政部内部統制推進課長をもって充てる。
- 5 構成員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、課題調整会を代表し、その事務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、健康部健康政策課長、保健所副所長、行政部内部統制推進課長の順位により、その職務を代理する。

(課題調整会の会議)

第6条 会長は、必要に応じて課題調整会の会議を招集する。

- 2 副会長は、課題調整会の会議の議事を進行する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、課題調整会の会議に関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 本部の機能を補完するために、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。
- 3 会長は、健康部健康政策課長をもって充てる。
- 4 副会長は、保健所副所長及び行政部内部統制推進課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、幹事会を代表し、その事務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、保健所副所長、行政部内部統制推進課長の順位により、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第8条 会長は、必要に応じて幹事会の会議を招集する。

- 2 会長は、幹事会の会議の議事を進行する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、幹事会の会議に関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 本部、課題調整会及び幹事会の庶務は、健康部健康政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長
市長公室長
広報参与
企画部長
財政部長
行政部長
危機管理審議監
工事検査室長
ぎふ魅力づくり推進部長
経済部長
市民生活部長
福祉部長
子ども未来部長
健康部長
保健所長
市民病院長
環境部長
都市防災部長
消防長
まちづくり推進部長
都市建設部長
基盤整備部長
上下水道事業部長
市民協働推進部長
薬科大学事務局長
女子短期大学事務局長
教育委員会事務局長
会計管理者
議会事務局長
監査委員事務局長
本部長が必要と認める者

別表第2（第5条関係）

財政部財政課長

行政部人事課長

ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長

経済部経済政策課長

福祉部福祉政策課長

子ども未来部子ども政策課長

教育委員会事務局教育政策課長

会長が必要と認める者

別表第3（第7条関係）

市長公室秘書課長
企画部総合政策課長
財政部財政課長
行政部行政課長
ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長
経済部経済政策課長
市民生活部市民生活政策課長
福祉部福祉政策課長
子ども未来部子ども政策課長
市民病院事務局病院政策課長
環境部環境政策課長
都市防災部都市防災政策課長
消防本部消防総務課長
まちづくり推進部まちづくり推進政策課長
都市建設部都市建設政策課長
基盤整備部基盤整備政策課長
上下水道事業部上下水道事業政策課長
市民協働推進部市民協働推進政策課長
薬科大学事務局庶務会計課長
女子短期大学事務局総務管理課長
教育委員会事務局教育政策課長
会計課長
議会事務局議会総務課長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局監査課長
会長が必要と認める者